

京都市告示第433号

平成21年3月19日付け京都市告示第498号の表を次のとおり変更します。

平成23年2月24日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都府暴力 追放運動推進センターに 対する寄附金	京都市上京区下立売通 衣棚西入東立売町19 9番地の6	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成21年1月1 日以後に支出され た寄附金
特定非営利活動法人きよ うとグリーンファンドに 対する寄附金	京都市下京区五条通高 倉西入る万寿寺町14 3 いくつかビル6階	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成21年1月1 日以後に支出され た寄附金

(行財政局税務部税制課)